

平成 26 年 12 月 1 日改定

## 「宮代町立図書館新着雑誌カバー広告」規定

図書館雑誌資料の最新号カバーに広告スペースを設定し、年間スポンサーを募集する。

### 1. 広告形式

1)新着雑誌カバーの表面にスポンサー名を表示。

表示の大きさ:縦 4cm 横 12cm 以内、地色は白色、文字は黒

表示位置:新着雑誌カバー表面の下半分

2)新着雑誌カバー裏面に広告チラシ(スポンサー作成)を挟みこみ。

チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとする。

雑誌サイズは別紙「新着雑誌カバー広告申込み表」参照。

### 2. 広告掲載料金

年間貸出数 100 回以上の雑誌(除く児童用雑誌)を、貸出の多い順に A 群 10 誌、B 群 30 誌、C 群 40 誌に分類し、A 群 1 誌、B 群 2 誌、C 群 3 誌、合計 6 誌のセット料金とする。

年間契約料(4 月発行～翌年 3 月発行)1セット 30,000 円とする。

但し期中申込みの場合は、当該年度 3 月までの掲載期間相当分に減額する。

### 3. 契約対象とするスポンサー

1)次の業種または事業者に該当しないこと

- ①風俗営業または風俗営業類似の業種
- ②法律、町の条例及び規則等に違反する事業者
- ③暴力団または暴力団の構成員による事業者
- ④民事再生法または会社更生法による再生または再生手続き中の事業者
- ⑤その他、館長が適当でないと判断した事業者

2)企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象としない。

### 4. 広告掲載の要件

広告掲載の要件は、「宮代町有料広告掲載の取扱いに関する要綱」第 2 条に準ずるものとし、次の各号いずれかに該当するものは、当該契約の対象としない。

- 1)図書館の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- 2)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの
- 3)貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの。
- 4)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- 5)公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの
- 6)求人広告またはこれに類するもの
- 7)前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと館長が認めるもの

## 5. 募集要項

### 1) 募集期間

- ① 随時受付とする。
- ② 当該年4月～翌年3月(雑誌発行月ベース)までの年間契約とする。  
但し、期中に申し込みがあった場合は、当該年度3月までの契約とする。

### 2) 申込方法

- ① 「新着雑誌カバー広告申込書」に必要事項を記入し、掲載希望の広告物(チラシ)を添付の上、図書館に申し込む。  
申込みは図書館カウンター、郵送にて受付ける。

### 3) 契約手続

- ① 申込み順に内容を審査し、先着順にて契約者を決定する。
- ② 契約者決定を通知し、広告掲載料を請求する。
- ③ 契約者からの支払い確認後、広告掲載を開始する。

以上